

鳥獣被害対策強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号内閣府事務次官通知）に基づき鳥獣被害対策強化事業を行う市町村及び協議会（別に定める鳥獣被害対策強化事業実施要領別表の事業実施主体の欄に示す）等（以下「補助事業者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者等が別表1に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該補助事業者等に対して交付する。

2 補助金の額は補助事業ごとに同表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、鳥獣被害対策強化事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限及び提出部数は知事が別に定める。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかなる場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない補助事業者等に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表1の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者等に対し補助金を交付するときは、規則第18条に準じた規定を設けること。

(2) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、処分制限期間内に承認をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

3 補助事業者等は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、鳥獣被害対策強化事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、鳥獣被害対策強化事業補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況の報告等)

第9条 規則第13条の規定による事業の遂行状況報告は、鳥獣被害対策強化事業補助金遂行状況報告書(第4号様式)により、交付金の交付決定のあった年度の12月31日現在の状況について、当該年度の1月15日までにを行うものとする。

2 補助事業者等は、当該事業が完了したときは速やかに事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、鳥獣被害対策強化事業補助金実績報告書(第1号様式)により、当該事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日。)のいずれか早い日までに進行するものとする。

2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うにあたり当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式1)により速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者等は、事業が完了した場合は、鳥獣被害対策強化事業補助金交付請求書(第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3

号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）による。）ものとする。ただし、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。

（会計帳簿の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない（別に定めるものを除く。）。

（書類の経由）

第14条 補助事業者等が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の農林事務所長を経由して提出しなければならない。

（権限の委任）

第15条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって当該事業に係るものは、農林事務所長に委任する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成30年3月26日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 7 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。
- 8 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別 表 1 (第 2 条、第 5 条関係)

事 業 名	経 費	補 助 率	軽微な変更
鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業	広域的な鳥獣被害拡大防止対策を推進するため、近隣市町村と連携しながら地域に密着した対策を行う市町村専門職員の配置及び活動を支援するための経費。	定 額 ただし、1 事業実施主体当たりの補助額は2,400千円を上限とする。	次に挙げる変更で、補助金の増額を伴わないもの 1 補助目的、事業効率の関係の無い事業計画の細部の変更 2 事業費の20%を超えない増減